書評

紀平 英作 著

『奴隷制廃止のアメリカ史』

小原 豊志*

「アメリカ史の流れは南北戦争に流れ込み、再びそこから流れ出す」と言われることがある。その意味するところは、アメリカ合衆国は当初から国家分裂の原因を胚胎しており、その結果として勃発した南北戦争という内戦を経てはじめて現在の国家体制が整ったということである。その国家分裂の原因が黒人奴隷制であることはいうまでもない。ただし、奴隷制は建国後プランテーション農業の発展を目論む南部州にとってだけでなく、綿花という外貨獲得手段を大量に生産するために合衆国経済にとっても不可欠の労働制度になっていったのも事実である。

それでは、奴隷制が南北対立を引き起こし、 内戦へとつながったのはなぜなのか。その戦争 のさなかにリンカンが奴隷解放宣言を発布し、 戦後にはこの制度が全面的に廃止されるにいたっ たのはなぜか。そして、奴隷解放後の黒人はど のように扱われていったのか。本書はこれらの 問題を連邦政治の次元から扱ったものである。 以下では本書の概要を紹介したうえで若干のコメントを付したい。

本書はプロローグとエピローグを除けば三部 から構成されており、対象とする時代は第一部 が建国後から南北戦争勃発までの「アンテベラ ム期」を、第二部は1861年4月から1865年4月 までの南北戦争期を、第三部が南北戦争の戦後 処理期にあたる再建期を扱っている。各部の目 的は以下のとおりである。

まず第一部「共和国の創成と平行主義」は、 「新たに政治権力を担おうとする平民的ひとび とが、大西洋をにらむ強力な宗主国に対し圧政 への抵抗,人民主権,自由,自治という思想論 理を構想し、独自の立憲共和政体を構築 | しな がらも, それと同時に「膨大な奴隷制をも拡大 させていた事実」を大西洋世界の構造と合衆国 政治の基礎構造から明らかにすることを目的と している。続く第二部「累々たる屍の先に」は、 「合衆国が苦悩しながらも、建国以来の奴隷制 を自らの手で葬った稀有に近い政治社会変革過 程」である南北戦争を合衆国立憲体制の転機と とらえつつ描くことが目的とされている。最後 の第三部「過去をみつめ、違いをこえようとす る努力とその蹉跌」は、南北戦争の結果、奴隷 から解放された黒人を対象にして「完全な市民 社会の形成を目指し変革を先導した人びとの行 動と思想」を描くとともに、そうした目標と論 理が19世紀末までには急速に退けられ、歪んで いった反動と変遷の過程を追跡することを目指 している(8-9頁)。以下,本論の議論を要約し よう。

第一部は、建国期の憲法体制における奴隷制の位置づけ、奴隷制の発展とそれにともなう南北間の対立の激化、および北部で展開した奴隷制廃止運動が主として黒人アボリショニストのフレデリック・ダグラスの生涯をとおして描かれている。

第一部のキーワードはその表題に見える「平 行主義」である。ここでいう平行主義とは奴隷 制の認否の判断を諸州に任せ、この問題を連邦 政治の場から排除せんとする政治姿勢のことを

^{*}小原豊志(Toyoshi OBARA):東北大学大学院国際文化研究科教授。東北大学大学院文学研究科博士課程中退。博士(国際文化)。「アンテベラム期アメリカ合衆国における『ロードアイランド問題』の司法的帰結ー『ルーサー対ボーデン裁判』の検討を中心に一」東北大学『国際文化研究科論集』(オンライン版)第30号,2022年,など。

指す。それを可能にしたのが「建国憲法体制」にほかならなかった。もとより、合衆国憲法制定時から奴隷制問題は連邦の統合を脅かす危険因子と認識されており、それゆえに憲法制定者は奴隷制の可否を州に委ねるとともに、「北西部条例」や「ミズーリ協定」によって奴隷制の拡大可能地域をあらかじめ指定することによって平行主義を実践に移したのである。

この平行主義が破綻した要因が1840年代以降 顕著となる西部領土の爆発的な拡大であった。 この地への奴隷制の拡大問題をめぐる南北間の 対立はいやがうえにも連邦政治の場に持ち込ま れざるをえなくなり、その対立は西部への奴隷 制の拡大反対を結節点として結党された共和党 のエイブラハム・リンカンが1860年の大統領選 挙で当選したことにより決定的になったのであっ た。

以上の南北間の対立の激化を目の当たりにしつつ黒人の立場から奴隷制の即時廃止を訴えかけたのがフレデリック・ダグラスであった。当初は道徳的説得による奴隷解放を目指したダグラスであったが、やがては連邦の政治権力をつうじた奴隷解放しかないことを悟ったダグラスの思想的変化が第一部の最後を飾る。

続く第二部はリンカンの戦前から戦争勃発以降までの奴隷制観の変化、リンカンによる奴隷解放宣言の発布過程、奴隷制廃止条項としての合衆国憲法修正第13条の成立過程、および南北戦争期に急激に拡大した連邦政府機能の事例が徴兵、関税、通貨、金融構造の諸側面から詳述されている。

周知のように、当初は北部の圧倒的勝利で終わると見られた南北戦争は丸四年にわたる長期戦になった。その過程で変化せざるをえなかったのは連邦の再統一という戦争目的だけでなく、平行主義に象徴される州権限の優越を特色とする連邦体制でもあった。すなわち、リンカンは戦争の長期化に起因する北部の厭戦ムードの払

拭とイギリスの介入の阻止のためにこの戦争の性格を奴隷解放戦争に変化させるとともに、従来南部側の唱える州権論によって阻まれていた連邦政府の権限拡大を実現することによって、「合衆国市民」の実質的な創造と近代化を促進する強力な連邦政府の構築をはかったのである。南北戦争によって実現したこの新たな立憲体制を著者は「第二憲法体制」と名付けている。

第三部は暗殺されたリンカンに代わって大統領に昇格したアンドリュー・ジョンソンの南部宥和的な再建政策,これに反発した合衆国議会の共和党が主導した急進的再建政策,そして1870年代以降「リディーマー」なる新たな白人支配層のもとに南部が人種差別的社会に回帰していく過程が描かれている。さらに最後の二章では共和党主流派が南部および黒人への関心を低下させていくなか,死の直前まで黒人の権利保障の徹底化を叫んだチャールズ・サムナーという孤高の共和党急進派の思想が分析されている。

ところで、12年に及ぶ再建の課題はひとつに 敗戦した旧南部連合国州の連邦復帰条件の策定, いまひとつは解放された元奴隷に対する権利保 障体制の構築にあった。再建史の前半はこの二 つの課題をめぐる,大統領と共和党が支配する 合衆国議会との対決の歴史であり、その後半は ジョンソン失脚後の共和党内部における主導権 争いの歴史である。本書が描くように, 上記の 二つの課題は共和党穏健派の主導のもと、黒人 の権利保障の徹底を旧南部連合州の連邦復帰条 件とする形で解決される。しかしながら、それ によって現出した南部の人種平等な社会は南部 白人の反撃の前にもろくも崩壊していく。結局 のところ, 奴隷制の廃止は人種差別そのもの廃 止につながることはなく,新たな形の人種差別 社会の構築に結果したのであった。それに徹底 して抗ったのがサムナーのような奴隷制廃止主 義の系譜に連なる政治家であったが、本書はそ

の孤軍奮闘ぶりを描き出すことによって共和党 の変質を鮮やかに浮かび上がらせている。

以上のように本書は奴隷制の廃止のみならず、 その廃止後の政治状況にも焦点をあてた19世紀 アメリカ連邦政治史である。日本においては19 世紀研究自体が手薄であること、そしてその数 少ない研究にしても大半が南北戦争以前、また は南北戦争以後の特定の事象に関する個別的研 究であることに鑑みれば、本書は他に類を見な い本格的な通史といえる。とりわけ、1840年代 以降の政党の再編成過程, 再建期における共和 党諸勢力の交錯過程, および戦前戦後をとおし て黒人の権利保障を訴え続けたチャールズ・サ ムナーの思想については見事な分析がなされて いる。こうした意味で19世紀を通観する重厚な 政治史研究が上梓されたことを素直に喜びたい。 そのうえで、かつて本書とほぼ同時代の黒人選 挙権問題の展開を追跡した評者の目から若干の コメントを記したい。

本書は言いかたを変えれば奴隷制という「制 度」をめぐる国内諸勢力の対抗史であるが、こ の制度の廃止にあたっては、本書の言う「建国 憲法体制 | によって定められた国制的制約を克 服する必要があった。平行主義を可能にしたの は奴隷制の認否を州の専決事項とする合衆国独 自の連邦体制に他ならなかったからである。し たがって、奴隷制を国家の名のもとに禁止した 修正第13条の意義はきわめて高く,同条の成立 過程を丹念に跡付けた本書の第5章はとくに読 むに値する。ただし、黒人の選挙権について定 めた修正第15条に関して言えば、この憲法修正 をもって「ナショナルな政治体制の変革」(266 頁)が導かれたとまではいえないのではないか。 なぜならば、同条が禁止したのは人種を理由に した選挙権の拒絶行為であり、この権利の授権 主体は依然として州であったからである。

そもそも同条のみならず、これに先行する修 正第14条の起草時から策定者たちが配慮してい

たのは、市民の権利保障に際しての連邦の介入 を可能な限り最小限に留めておくことであった。 南北戦争後にあってもこの問題に連邦が介入す ることへの忌避感は北部でも根強く、そうした 配慮がなされない限りいずれの修正条項も成立 することは不可能であったからである。そこに は市民の定義やその保護に連邦が関与すること 自体を市民の権利侵害行為とみなす伝統的な権 利観があったことは言うまでもない。ちなみに, 本書では言及されていないが、以上の修正条項 成立直後の連邦執行法(両修正条項の執行規定) 関連裁判において合衆国最高裁判所は修正第14 条が保障しうる合衆国市民権の範囲を限定する とともに, その権利侵害の処罰対象は州に限定 されるとする解釈を示している。以上のことを 考え合わせるならば、これらの修正条項は伝統 的な連邦体制を念頭に当初から限定的な権利保 障条項として策定かつ理解されていた事実を指 摘しておきたい。

いまひとつ記しておきたいのは、本書で使用 されている「建国憲法体制」という語について である。著者によれば, この語は南北戦争まで 存続した「建国に導いた1787年憲法ならびに修 正一条から十条までの権利章典|を指し,「国 民の捉え方で重大な修正が加えられた|南北戦 争以降の「第二憲法体制」とは明確に区分され るとする(19頁)。たしかに、平行主義を撤廃 し, 限定的ながらも市民の諸権利を保障した一 連の憲法修正は合衆国の憲法体制の転換点とな るものであり、こうした区分を行うこと自体に 異論はない。ただし、アンテベラム期の憲法体 制については安武秀岳がその著『自由の帝国と 奴隷制―建国から南北戦争まで―』(ミネルヴァ 書房、2011年)において、それが親奴隷制的な 国家体制を担保するものであったとして, この 憲法体制を「合衆国憲法体制」と呼んでいる。 分析視角や強調点の違いから命名法に違いが出 るのは当然であるが、安武の用いるこの語と本 書が用いる「建国憲法体制」という語とはどこがどう違うのか、本書において言及が一切見られないことに若干の違和感を覚えざるをえなかった。

そうとはいえ、これまで述べてきたように、本書が類まれなる19世紀アメリカ連邦政治史であることにかわりはない。アメリカ合衆国の人種問題のみならず、アメリカ史に関心を持つ者にとって本書は必読の書と言えるだろう。

(岩波書店, 2022年12月, 406頁)